

令和 5 年第 2 回

美里町農業委員会総会議事録

第2回美里町農業委員会総会

- 1 開催日時
令和5年2月24日(金) 午後1時35分から午後3時12分
- 2 開催場所
美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(13名)

1 番	佐々木	幸一郎	2 番	福田	なほ子	6 番	後藤	幸太郎
7 番	小野	保裕	8 番	我妻	卓美	9 番	片倉	澄子
10 番	遊佐	恭一	11 番	澁谷	正行	12 番	久道	雄悦
13 番	尾形	司	14 番	古内	世紀	15 番	邊見	勝寿
16 番	伊藤	恵子						
- 4 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 事業計画届出書について
 3. 使用貸借権の合意解約による通知について
 4. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 5. 利用権設定の合意解約による通知について
 6. 農用地の形状変更届出について
 7. 非農地証明願について
 8. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
- 5 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 6 その他連絡・報告事項
- 7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長	高橋	博喜
事務局次長	野田	浩司
係長	澤村	拓也

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和5年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長より挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	これより令和5年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は鈴木幸博委員と渡邊委員の2名から欠席届が提出されておりますので、13名の出席です。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。1番佐々木幸一郎委員、2番福田なほ子委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、2月6日と20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
佐々木幸一郎委員	報告いたします。 2月6日月曜日、201会議室におきまして邊見職務代理者、そして渡邊委員、私、佐々木の3名で担当させていただきました。この日は1件の相談がございまして、相談者は●●の●●にお住まいの●●●●さんでございました。●●●の実家の土地200平米が畑地と思っていたのであるが、10年前から宅地課税されていたので、どのようにしたらいいかというような相談でございました。 宅地として課税されていたのであれば、現況が宅地と思われますので、非農地証明願を提出していただいて非農地にしたほうがよいのではないかというふうな説明をさせていただきました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 それでは2月20日の農家相談について報告願います。
福田なほ子委員	2月20日月曜日 201会議室におきまして、伊藤恵子会長、鈴木幸博委員、私の3名で待機いたしておりましたが、相談者はございませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、事業計画届出書についてを事務局より報告をお願いいたします。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項7番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。

また、2月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

(報告事項7について、議案書に記載のとおり説明を行った)

委員

説明いたします。

非農地証明願についての意見。番号1については、●●字●●に位置しております。申請地は住宅敷地として宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号2については、●●字●●に位置しております。申請地は住宅敷地として宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

続きまして報告事項8番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告をお願いいたします。

(報告事項8について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 全員賛成と認め、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。 続きまして、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第２号議案の番号５８番までについて、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	休憩します。(１４：３０)
議長	再開します。(１４：４１)
議長	事務局より引き続き、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての説明をお願いいたします。
事務局	(第２号議案の番号５９番以降について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議について、審議いたします。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号３７番、５８番、７１番を除く４５件について審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての４５件分について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 続きまして、番号３７番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１２番久道雄悦委員の退席を求めます。
議長	休憩します。(１４：５５)
議長	再開いたします。(１４：５５)
議長	休憩前に引き続き、番号３７番について審議をいたします。質疑

ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。番号３７番について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(１４：５６)

議長

再開します。(１４：５６)

議長

続きまして番号５８番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１５番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(１４：５７)

議長

再開します。(１４：５７)

議長

休憩前に引き続き、番号５８番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。番号５８番について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(１４：５７)

議長

再開します。(１４：５７)

議長

続きまして、番号７１番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、９番片倉澄子委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(１４：５８)

議長

再開いたします。(１４：５８)

議長

休憩前に引き続き、番号７１番の質疑をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。番号 7 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。(14:58)
議長	再開します。(14:59)
議長	第 2 号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。 続きまして、第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見について、審議をいたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見については原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。 続きまして、第 4 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、議題といたします。 また、2 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第 4 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	第 4 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決

以上です。

ご苦労さまでした。

(なしの声あり)

(各委員の挙手を確認)

全員賛成と認めます。

続きまして、追加の議事に入ります。

初めに事務局より報告をお願いいたします。

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

ありがとうございました。

第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。番号1については、2月14日の農地調査委員会では、農地法第5条第1項の許可申請に関わる現地調査として行いました。今回、第5号議案として追加された農地法第4条第1項の許可申請の申請地となりましたが、意見については基本的に同じになります。

8

りますので、追認にすることはやむを得ないと考えます。
以上です。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 番

署 名 委 員
議 席 2 番